ハラスメント防止細則

前文

ハラスメントは、神のかたちに造られた人間の尊厳を侵害し、キリストの義と愛に反する行為でありながら、しかし教会においても起こりうることであり現に起こっている。第五回日本伝道会議の札幌宣言(2009 年)において「各種のハラスメントなど状況は深刻である」と言及されているとおりである。日本同盟基督教団では、ハラスメントの防止と対処に取り組む。各個教会における防止や対処については各個教会において取り組むことが望ましい。各個教会で対処困難なケースについては教団として取り組むために細則を定めた。

(目的)

第1条 この細則は、日本同盟基督教団(以下「本教団」という)におけるハラスメントの防止及び対応に関して必要な事項を定め、本教団の教師及び信徒の健全な信仰並びに健全な教会の確保を図るものとする。

(定義)

第2条 この細則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

①ハラスメント

他者の人格の尊厳を侵害することであり、合理性や妥当性を欠いた不当な行為によって、不利益や身体的または精神的苦痛を与えること。

②二次被害

周囲の人に相談したことにより被害者が不利益や身体的または精神的苦痛を被ること。

③対応

傾聴や対処など、相談に応じた行動を取ること。

④対処

問題に対して適切な処置を取ること。

(適用範囲)

第3条 この細則は、本教団の教師及び信徒に適用する。

(ガイドライン)

第4条 本教団は、ハラスメントが発生した場合における具体的対応等について、別にハラスメント防止相談ガイドラインを定め、ガイドラインに基づいて行うものとする。

(理事長の責務)

第5条 理事長は、本教団におけるハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントが生じた場合 に、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(主任教師の責務)

第6条 主任教師は、担当する教会におけるハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントが生

じた場合に、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(教師及び信徒の責務)

第7条 本教団の教師及び信徒は、ハラスメントを防止するように努めなければならない。

(相談窓口の設置)

第8条 本教団はハラスメントの相談に応じるために、ハラスメント相談窓口を設置する。

(相談者の範囲)

第 9 条 本教団に属する教師や信徒、本教団の教会に通う信徒や未信者、およびそれらの家族や知人は、相談者として相談窓口を利用できる。

(所属局委員会)

- 第10条 ハラスメント相談窓口は社会局人格尊厳委員会に所属する。
- 2 ハラスメント問題に対応するために人格尊厳委員会にハラスメント担当を置く。

(啓発活動)

第11条 人格尊厳委員会は、本教団におけるハラスメントの防止のために啓発活動を行う。

(相談員)

- 第 12 条 人格尊厳委員会はハラスメント相談窓口業務を担う相談員を配置する。相談窓口及び相談員 に関する実務は人格尊厳委員会が担当する。相談員に関する具体的事項はハラスメント防止相談ガイ ドラインに定める。
- 2 相談員は、本教団の教師または信徒の中から、人格尊厳委員会が理事会に推薦し、理事会が承認した者とする。

(相談員の務め)

- 第13条 相談員は相談者の相談に真摯に傾聴し、二次被害を避けながら適宜必要な言葉をかけることとする。
- 2 相談者が対処を求めた場合は、相談員は人格尊厳委員会に報告しなければならない。

(事案への対処)

第 14 条 相談者の求める対処については、人格尊厳委員会が対処する。ただし、事実認定を要する対処については、ヒアリングにより事実認定を経てから対処しなければならない。

(ヒアリング)

- 第 15 条 人格尊厳委員会は必要に応じて、当事者(相談者及び嫌疑者)または関係者からヒアリングを行うことができる。
- 2 ヒアリングを行うに際して、事案の内容に応じて、社会局担当理事または理事長の承認を要する こととする。事案の内容と承認者の関係については、ハラスメント防止相談ガイドラインに定める。

- 3 人格尊厳委員会は、ヒアリング終了後、事実認定の認否について、承認者に報告する。
- 4 当事者(相談者及び嫌疑者)及び関係者はヒアリングに協力することが望ましい。

(事実認定)

第 16 条 人格尊厳委員会は、あらゆる干渉から独立し、証言または証拠に基づく合理的推論によって 事実認定を行わなければならない。

(斡旋)

第 17 条 当事者(相談者または嫌疑者)からハラスメント事案に関する斡旋の依頼があった場合には、 人格尊厳委員会は斡旋の要否を判断する。

- 2 人格尊厳委員会が斡旋を行う際には、まずヒアリングを行い、事実認定をしなければならない。
- 3 斡旋内容は原則として相談者の意思に基づくものとするが、人格尊厳委員会が斡旋案を提示する こともできる。
- 4 嫌疑者は斡旋案に従うことが望ましい。
- 5 斡旋が不成立の場合、当事者(相談者または嫌疑者)は理事会に調停を求めることができる。

(調停)

第 18 条 当事者(相談者または嫌疑者)からハラスメント事案に関する調停の依頼があった場合には、 人格尊厳委員会は理事会に報告する。理事会は調停の要否を判断する。

- 2 調停が必要と判断されたときは、理事会は人格尊厳委員会の協力を得ながら、調停を行う。
- 3 理事会は、調停案を提示し、当事者(相談者および嫌疑者)に対して調停案の受諾を勧める。
- 4 当事者(相談者および嫌疑者)は理事会による調停案に従わなければならない。

(調査委員会)

第 19 条 相談者が調査を求めた場合かつ理事会が調査を必要と判断した場合、理事会はハラスメント 行為の事実関係を調査するために、理事会直属の組織として調査委員会(特別委員会)を設置し、理 事会の指揮のもとで調査することができる。

- 2 調査委員会は当該事案と関わりのない人物で構成されなければならない。構成員は最低3名とし、理事会が指名する。
- 3 調査委員会は当事者(相談者及び嫌疑者)及び関係者から事情を聴取して証言を得ることができ、また証拠を収集・保全することができる。
- 4 当事者(相談者及び嫌疑者)並びに関係者は調査委員会の調査に協力しなければならない。
- 5 調査委員会は、あらゆる干渉から独立し、証言または証拠に基づく合理的推論によって事実認定を行わなければならない。
- 6 調査は調査委員会立ち上げから 180 日で終了し、理事会に報告される。なお期間内に事実認定ができない場合、理事会は期限を定めて調査を延長することができる。
- 7 当該事案に関して、もし戒規委員会が審理することになった場合、調査委員会は戒規委員会の指揮のもとに置く。その場合、調査委員会が入手したすべての証言及び証拠は戒規委員会に開示しなければならない。

(人格尊厳委員会と調査委員会の関係)

第 20 条 人格尊厳委員会は、任務によって入手した証言および証拠について、証言者または証拠提出者の許可なく、調査委員会に提出してはならない。

(人格尊厳委員会と戒規委員会の関係)

第21条 各事案に関して、人格尊厳委員会と戒規委員会は互いに干渉しない。

- 2 戒規委員会が事案を審理することになった場合、人格尊厳委員会は戒規委員会の指揮のもとに置かない。
- 3 人格尊厳委員会は、任務によって入手した証言および証拠について、証言者または証拠提出者の 許可なく、戒規委員会に提出してはならない。

(ハラスメント行為に対する措置)

第 22 条 嫌疑者にハラスメント行為の事実が認められた場合には、理事会は、教規、諸規程及び諸細則により、必要な措置を講ずるものとする。

(被害者支援)

第 23 条 被害の事実が認められた者に対しては、本人の希望があれば、人格尊厳委員会が被害者の支援を担う。

(加害者更生支援)

第24条 事実認定により加害者とされた者に対しては、人格尊厳委員会が加害者更生の支援を担う。

(遵守事項)

- 第 25 条 理事会、調査委員会、人格尊厳委員会、及びハラスメント相談窓口相談員は、当事者や関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、任期中及び退任後においても任務遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- 2 理事会、調査委員会、人格尊厳委員会、及びハラスメント相談窓口相談員は、相談者に不利益が生じたり、二次被害が生じることのないよう、慎重に対応しなければならない。
- 3 相談者の意思を確認して事案に対処することを原則とする。ただし、深刻かつ急迫の出来事が予 見される場合には、相談者の意思の有無にかかわらず、理事会は事案に対処することができる。

附則

この細則は、2020年4月1日から施行する。

2016年 9月改定

2019年12月2日改定